

熊本県公告第383号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、この旨公告する。

平成15年6月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	上益城中央 (東寒野)	平成14年9月26日	平成15年2月3日	熊本県

熊本県公告第384号

県営鹿本北部地区（番所2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成15年6月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第385号

県有財産を次のとおり売却する。

平成15年6月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 物件の表示及び最低売却価格（予定価格）
 - 第1号物件 熊本市上高橋町字町裏585番4
宅地 270.60平方メートル（実測）
最低売却価格 18,300,000円
 - 第2号物件 熊本市水前寺六丁目5番9
宅地 303.94平方メートル（実測）
最低売却価格 35,900,000円
 - 第3号物件 菊池市大字野間口字中谷488番13
宅地 2,022.93平方メートル（実測）
最低売却価格 29,730,000円
 - 第4号物件 熊本市上ノ郷二丁目330番3
畑 114.69平方メートル（実測）
最低売却価格 5,333,000円
- 入札期日
 - 第1号物件 平成15年6月27日（金） 午前10時
 - 第2号物件 平成15年6月27日（金） 午前11時
 - 第3号物件 平成15年6月27日（金） 午後1時
 - 第4号物件 平成15年6月27日（金） 午後2時
- 入札場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階 本館903会議室
- 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 開札期日 各物件の入札終了後即時
- 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成15年6月25日（水） 午後5時まで
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類、委任状及び代理人の印